

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者を、電波法の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過した者
- 2 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 3 電波の発射の停止の命令を受け、その命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 4 無線局の運用の停止の命令を受け、その命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 5 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者

A - 2 次の記述は、無線局の予備免許中の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

第8条の予備免許を受けた者は、□A□を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

のただし書の事項について□A□を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

の変更は、□B□に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

第8条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、□C□又は無線設備の設置場所を変更することができる。

| A | B | C |
|--------|------------------|-------------|
| 1 無線設備 | 周波数又は空中線電力 | 通信の相手方、通信事項 |
| 2 無線設備 | 周波数、電波の型式又は空中線電力 | 通信事項 |
| 3 工事設計 | 周波数又は空中線電力 | 通信事項 |
| 4 工事設計 | 周波数、電波の型式又は空中線電力 | 通信の相手方、通信事項 |

A - 3 次の記述は、申請による周波数等の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が□A□又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□B□と認めるときは、その指定を変更することができる。

| A | B |
|------------------------|------------------|
| 1 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 2 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他特に必要がある |
| 3 電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 4 電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他特に必要がある |

A - 4 次の記述は、免許状の訂正について、無線局免許手続規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、□A□を付して、その旨を申請するものとする。

の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

総務大臣又は総合通信局長は、□の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を□B□。

| A | B |
|---------------|-------------|
| 1 事由及び訂正すべき箇所 | 廃棄しなければならない |
| 2 事由及び訂正すべき箇所 | 返さなければならない |
| 3 訂正すべき箇所 | 廃棄しなければならない |
| 4 訂正すべき箇所 | 返さなければならない |

A - 5 次の記述は、受信設備の条件について、電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□Aに支障を与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の□Aに支障を与えない限度は、受信空中線と□Bの等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が□C以下でなければならない。

その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。

- (1) 内部雑音が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) □Dが十分であること。

| | A | B | C | D |
|---|---------|--------|----------|-----|
| 1 | 無線設備の機能 | 電氣的常数 | 4ナノワット | 了解度 |
| 2 | 無線設備の機能 | 利得及び能率 | 4マイクロワット | 安定度 |
| 3 | 無線局の運用 | 電氣的常数 | 4マイクロワット | 了解度 |
| 4 | 無線局の運用 | 利得及び能率 | 4ナノワット | 安定度 |

A - 6 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であって、総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の□A以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) □B周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力□C以下のもの
- (3) 送信設備から発射される電波の□Dを0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

| | A | B | C | D |
|---|------|---------------|-------|-------|
| 1 | 4分の1 | 26.175MHz以下の | 10ワット | 割当周波数 |
| 2 | 4分の1 | 26.175MHzを超える | 50ワット | 特性周波数 |
| 3 | 2分の1 | 26.175MHz以下の | 50ワット | 割当周波数 |
| 4 | 2分の1 | 26.175MHzを超える | 10ワット | 特性周波数 |

A - 7 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
- (2) □C無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

| | A | B | C |
|---|------------------|--------------|------|
| 1 | 電界強度及び磁界強度 | 平均電力が50ミリワット | 移動する |
| 2 | 電界強度及び磁界強度 | 規格電力が20ミリワット | 固定する |
| 3 | 電界強度、磁界強度及び電力束密度 | 規格電力が50ミリワット | 固定する |
| 4 | 電界強度、磁界強度及び電力束密度 | 平均電力が20ミリワット | 移動する |

A - 8 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局の送信設備（規格電力をもって空中線電力を表示するものを除く。）の空中線電力の表示を掲げたものである。電波法施行規則の規定に照らし 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

| 電波の型式 | A 1 A | A 3 E | J 3 E | F 2 A | F 3 E |
|----------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------------------------------|-------|
| 空中線電力の表示 | <input type="checkbox"/> A 電力 | 平均電力 | <input type="checkbox"/> B 電力 | <input type="checkbox"/> C 電力 | 平均電力 |

- | | A | B | C |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 | 尖頭 <small>せんとう</small> | 平均 | 尖頭 <small>せんとう</small> |
| 2 | 尖頭 <small>せんとう</small> | 尖頭 <small>せんとう</small> | 平均 |
| 3 | 平均 | 尖頭 <small>せんとう</small> | 平均 |
| 4 | 平均 | 平均 | 尖頭 <small>せんとう</small> |

A - 9 次の記述は、無線局の免許状等の記載事項の遵守について、電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に B であること。

(2) 通信を行うため C であること。

又は D の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | A | B | C | D |
|---|-----------|-------------|---------|------|
| 1 | 無線設備 | 記載されたものの範囲内 | 十分なもの | の(1) |
| 2 | 無線設備 | 記載されたもの | 必要最小のもの | の(2) |
| 3 | 無線設備の設置場所 | 記載されたものの範囲内 | 必要最小のもの | の(1) |
| 4 | 無線設備の設置場所 | 記載されたもの | 十分なもの | の(2) |

A - 10 次の記述は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けた場合について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに A の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 B を示すものとする。

- | | A | B |
|---|--------------------|---------------|
| 1 | 空中線電力を低下させなければならない | 混信の強さの程度 |
| 2 | 空中線電力を低下させなければならない | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 3 | 周波数を変更しなければならない | 変更すべき周波数 |
| 4 | その呼出しを中止しなければならない | 混信の強さの程度 |
| 5 | その呼出しを中止しなければならない | 分で表す概略の待つべき時間 |

A - 11 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

Q S U又はQ S W若しくは A 1回
 変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数） 1回
 ?（「 B」を送信したときに限る。） 1回

- | | A | B |
|---|-------|-------|
| 1 | Q S X | Q S U |
| 2 | Q S X | Q S W |
| 3 | Q S Y | Q S U |
| 4 | Q S Y | Q S W |
| 5 | Q S Z | Q S W |

A - 12 次の記述は、無線局がモールス無線通信において、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

| | |
|---|----|
| A | 3回 |
| B | 1回 |
| C | 3回 |

| | A | B | C |
|---|-------|-----|---------|
| 1 | V V V | D E | 自局の呼出符号 |
| 2 | V V V | C Q | Q R K ? |
| 3 | E X | D E | V V V |
| 4 | E X | C Q | Q S A ? |
| 5 | E X | D E | 自局の呼出符号 |

A - 13 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、□A□の確保又は秩序の維持のために必要な通信を□B□に行わせることができる。
の規定による処分に違反した者は、□C□以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

| | A | B | C |
|---|-------|---------|----|
| 1 | 交通通信 | 無線局 | 1年 |
| 2 | 交通通信 | 電気通信事業者 | 2年 |
| 3 | 電力の供給 | 無線局 | 2年 |
| 4 | 電力の供給 | 電気通信事業者 | 1年 |

A - 14 次に掲げるもののうち、アマチュア局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣が当該アマチュア局に対して行うことがある処分を1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めた運用の停止
- 2 6箇月以内の期間を定めた電波の型式の制限
- 3 3箇月以内の期間を定めた通信の相手方又は通信事項の制限
- 4 再免許の拒否

A - 15 次に掲げるもののうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めた無線設備の操作範囲の制限
- 2 6箇月間の無線従事者国家試験の受験停止
- 3 6箇月間の無線従事者の業務の従事停止
- 4 無線従事者の解任命令
- 5 無線従事者の免許の取消し

A - 16 次の記述は、免許証の再交付及び返納について、無線従事者規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線従事者は、免許証を□Aに免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真□B
- (3) 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じた場合に、免許証の訂正に代えて再交付を申請する場合に限る。）

無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から□Cにその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

| A | B | C |
|-----------------|----|-------|
| 1 汚し、破り、又は失ったため | 1枚 | 10日以内 |
| 2 汚し、破り、又は失ったため | 2枚 | 1箇月以内 |
| 3 破り、又は失ったため | 1枚 | 1箇月以内 |
| 4 破り、又は失ったため | 2枚 | 10日以内 |

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 3,230kHz～3,400kHz
- 2 7,300kHz～7,400kHz
- 3 10,100kHz～10,150kHz
- 4 14,350kHz～14,990kHz
- 5 18,168kHz～18,268kHz

A - 18 次の記述は、「有害な混信」の定義について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□Aの機能を害し、又はこの規則に従って行われる□Bの運用を著しく低下させ、□Cし、若しくは□Dに中断する混信をいう。

| A | B | C | D |
|--------|--------|----|-----|
| 1 安全業務 | 電気通信業務 | 制限 | 一時的 |
| 2 安全業務 | 無線通信業務 | 妨害 | 反復的 |
| 3 特別業務 | 電気通信業務 | 妨害 | 一時的 |
| 4 特別業務 | 無線通信業務 | 制限 | 反復的 |

A - 19 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の無線通信は、関係国の一の主管庁がこの無線通信に反対する旨を□A。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、第1.56号に規定されているアマチュア業務の目的及び私的事項に付随する通信に限らなければならない。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、意味を隠すために□Bされたものであってはならない。

アマチュア局は、□Cに限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

| A | B | C |
|-------------------|------|------------|
| 1 通告している場合には、禁止する | 暗号化 | 緊急時 |
| 2 通告している場合には、禁止する | 略符号化 | 緊急時及び災害救助時 |
| 3 通知しない限り、認められる | 暗号化 | 緊急時及び災害救助時 |
| 4 通知しない限り、認められる | 略符号化 | 緊急時 |

A - 20 次の記述は、無線通信の秘密について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を □ A □ すること。
 (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その □ B □ を漏らし、又はそれを □ C □ こと。

| | A | B | C |
|---|--------|--------------|------------|
| 1 | 許可なく傍受 | 内容 | 窃用する |
| 2 | 許可なく傍受 | 内容若しくは単にその存在 | 公表若しくは利用する |
| 3 | 傍受 | 内容 | 公表若しくは利用する |
| 4 | 傍受 | 内容若しくは単にその存在 | 他人の用に供する |

B - 1 次の記述は、アマチュア局の廃止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

免許人は、その無線局を □ ア □ ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□ イ □ 以内にその免許状を □ ウ □ しなければならない。
 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく □ エ □ を撤去しなければならない。
 の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
 の規定に違反して届出をしない者又は の規定に違反して免許状を □ ウ □ しない者は、30万円以下の □ オ □ に処する。

| | | | | |
|------|------|-------|--------|---------|
| 1 過料 | 2 料料 | 3 1箇月 | 4 送信装置 | 5 廃止する |
| 6 返納 | 7 廃棄 | 8 空中線 | 9 10日 | 10 廃止した |

B - 2 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「F1B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって、自動受信を目的とするものを表示する。
 イ 「A2A」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって、自動受信を目的とするものを表示する。
 ウ 「C3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって残留側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
 エ 「H3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって低減搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのもものを表示する。
 オ 「G7D」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

| Q符号 | 意義 |
|--------|------------------------|
| ア QRH? | こちらの周波数は、変化しますか。 |
| イ QRK? | こちらの伝送は、混信を受けていますか。 |
| ウ QRM? | そちらは、空電に妨げられていますか。 |
| エ QRU? | そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 |
| オ QRZ? | そちらは、通信中ですか。 |

B - 4 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、無線局の発射する□アが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□イ電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその発射する□アが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に□ウさせなければならない。

総務大臣は、□の規定により発射する□アが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□エしなければならない。□の電波の発射を停止された無線局を運用した者は、□オ又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | | |
|-------------|----------------|--------------|-----------|
| 1 その旨を通知 | 2 職員を派遣し、検査 | 3 電波の型式及び周波数 | 4 □の停止を解除 |
| 5 電波を試験的に発射 | 6 3箇月以内の期間を定めて | 7 電波の質 | 8 臨時に |
| 9 1年以下の懲役 | 10 2年以下の懲役 | | |

B - 5 次の記述は、局の識別に関して述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 虚偽の識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

イ 紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

ウ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。

エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。

オ 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも1時間ごとに、なるべく毎時（UTC）の5分前から5分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の初めと終わりに示さなければならない。